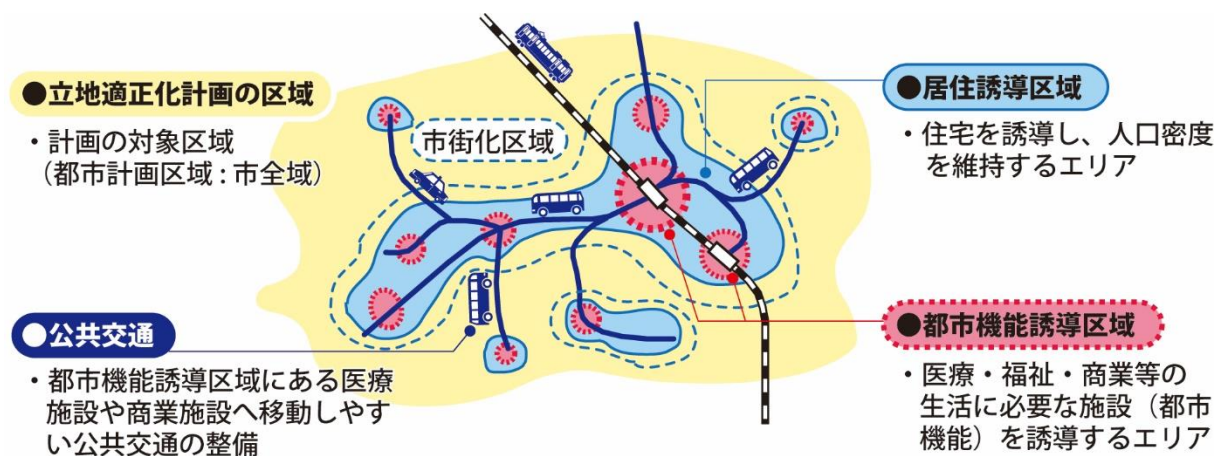


序 章 はじめに

1 計画策定の背景と改訂の目的

- ①立地適正化計画は、コンパクトなまちづくりの実現に向けて、都市計画区域を対象として現在の土地利用計画に加え、居住や都市機能を集約するという緩やかな誘導手法を定め、「コンパクト・プラス・ネットワーク」という考え方の下、まちづくりと公共交通を一体的に検討する計画です。
- ②我が国の地方都市では、人口減少・少子高齢化の進行に伴う厳しい財政状況下で、市街地の拡散や市街地の低密度化等により、市民の生活を支えるサービスの提供が将来的に困難となる状況が想定されており、持続可能な都市構造が求められています。
- ③このような中、2014（平成 26）年 8 月に「都市再生特別措置法」が改正され、「立地適正化計画」の制度が創設されました。
- ④本市は 2000（平成 12）年をピークに人口減少に転じており、少子高齢化が進行していることから、人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりを進めるために、2019（平成 31）年 3 月に「多治見市立地適正化計画（以下、「本計画」という）」を策定しました。
- ⑤本計画の策定から 5 年が経過し、計画の見直し時期を迎えたこと、また、第 8 次多治見市総合計画の策定や都市再生特別措置法の改正に伴う防災指針の追加など、本計画を取り巻く環境の変化に対応するため、本計画を改訂します。

立地適正化計画（コンパクト・プラス・ネットワーク）のイメージ図



立地適正化計画の記載事項（都市再生特別措置法第 81 条第 2 項）

- ①計画の区域
- ②住宅及び誘導施設^{※1}の立地の適正化に関する基本的な方針
- ③都市の居住者の居住を誘導すべき区域（居住誘導区域）及び居住を誘導するための施策
- ④誘導施設の立地を誘導すべき区域（都市機能誘導区域）及び立地を誘導するための施策
- ⑤都市機能誘導区域ごとの誘導施設
- ⑥居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針に関する事項（防災指針）

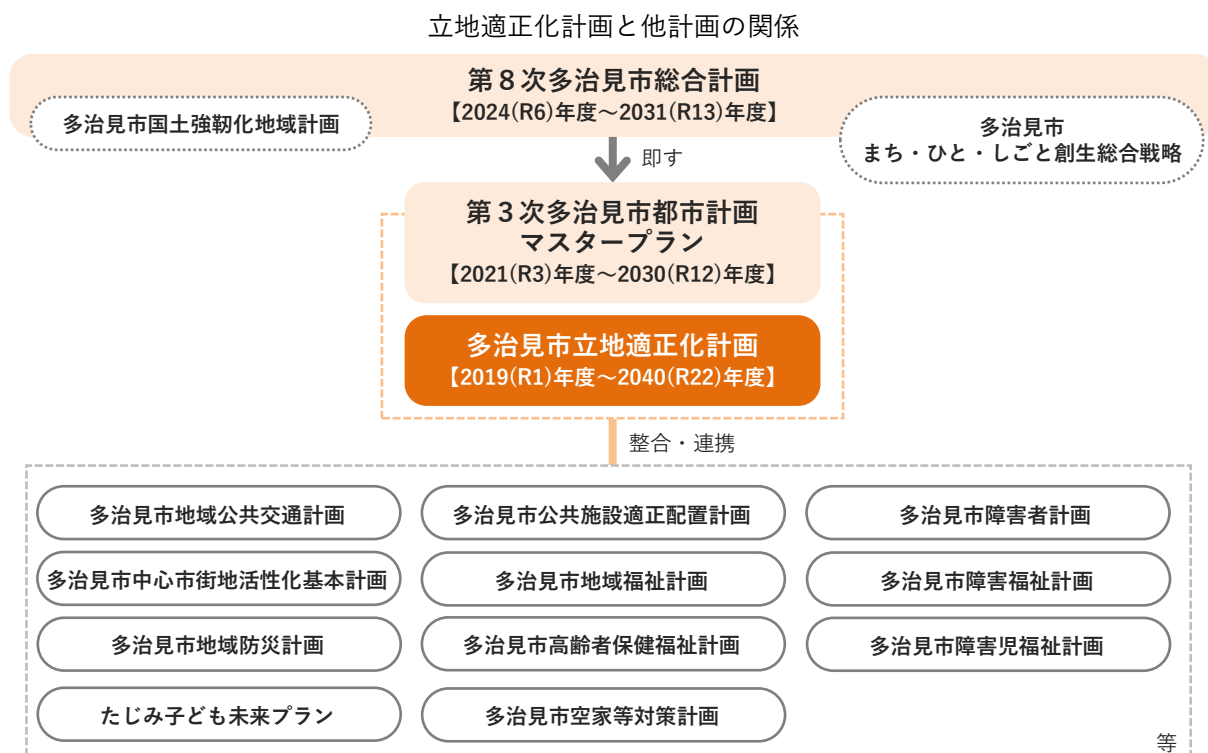
※1 誘導施設：居住者の共同の福祉や利便の向上を図る医療施設や高齢者福祉施設、子育て支援施設、教育施設、文化施設、商業施設、行政施設など（第 12 版都市計画運用指針（2023(令和 5)年 12 月 28 日一部改定)）

今後の本格的な人口減少社会を迎える中で「コンパクトなまちづくり」を進める必要性のイメージは、下図のとおりです。



2 計画の位置づけ

- ①本計画は、「第3次多治見市都市計画マスタープラン」の一部として位置づけられ、上位計画である「第8次多治見市総合計画」や「多治見市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げている将来都市像などと整合を図り策定します。
- ②公共交通をはじめ、公共施設の再編、医療・福祉、中心市街地活性化などの計画・施策と整合を図り、総合的に検討していく必要があるため、関連計画と連携して計画を定めます。



3 計画の対象

本計画は、都市全体を見渡す観点から、**都市計画区域である市全域（約 91.25km²）を対象**とします。（都市再生特別措置法第 81 条）

4 計画の期間

本計画は、長期的な都市の姿を展望するため、計画期間を**概ね 20 年間**と設定します。

計画期間	2019（令和元）年度 ～ 2040（令和 22）年度の概ね 20 年間
------	---